

○総社市議会委員会傍聴規則

平成25年3月1日

議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市議会委員会条例(平成17年総社市条例第220号)第19条第3項の規定に基づき、委員会の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴券の交付)

第2条 委員会を傍聴しようとする者は、傍聴券(別記様式)の交付を受けなければならない。

(傍聴券)

第3条 傍聴券は、委員会当日議会事務局で先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券の交付を受けた日に限り傍聴することができる。

(傍聴券の提示)

第4条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第5条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴席の区分及び傍聴人の定員)

第6条 傍聴席は、一般席、報道関係者席及び委員外議員席に分ける。

2 傍聴人の定員は、委員会室により委員長が決定する。

(傍聴席以外への入室禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席以外には入ることができない。ただし、報道関係者で写真、映画等を撮影しようとするため特に委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (2) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類又は拡声器、ラジオその他の音響装置の類を携帯している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) 前各号に定めるもののほか、委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (3) 大声を発する等騒ぎ立てないこと。
- (4) 楽器の類、音響装置の類その他により騒音を発する行為をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 携帯電話の使用をしないこと。
- (7) その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の許可)

第10条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第12条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人がこの規則に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長がこれを定める。

附 則

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年8月16日から施行する。

別記様式（第2条関係）

（裏）	（表）
<p>「市議会（委員会）を傍聴される皆様へ」</p> <p>1 傍聴席では、次の事項を守るとともに、係員の指示に従ってください。</p> <p>(1) 委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p> <p>(2) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。</p> <p>(3) 大声を発する等騒ぎ立てないこと。</p> <p>(4) 楽器の類、音響装置の類その他により騒音を発する行為をしないこと。</p> <p>(5) 飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>(6) 携帯電話の使用をしないこと。</p> <p>(7) その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</p> <p>2 傍聴規則に違反した場合には退場を命ぜられることがあります。</p>	<p>当日限り有効</p> <p style="text-align: center;">一 般 傍 聴 券</p> <p style="text-align: center;">総 社 市 議 会 印</p> <hr/> <p>（お願い）</p> <p>1 傍聴中は、本券は携帯してください。</p> <p>2 お帰りの際は、必ず本券を係員まで返却願います。</p>

